

スリランカ改正刑事訴訟法の概要及び試訳

国際協力部教官

茅 根 航 一

1 はじめに

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）の刑事訴訟法¹（Code of Criminal Procedure）を改正し、新たに pre-trial conference（以下「P T C」という。）を導入する法律（Code of Criminal Procedure（Amendment）Act, No.2 of 2022、以下「改正法」という。）が2022年2月17日に施行された²。P T Cは、刑事裁判（以下「公判」という。）の開始前の段階において、裁判官の主宰の下、当事者らが集まって公判開始前に確認しておくべき事柄等を整理し、裁判官が決定を下すための手続であり、スリランカで問題となっている公判手続の遅延³の解消に資することが期待されている。P T C導入後の運用の実情については本号掲載の國井弘樹教官執筆記事に譲り、本稿では改正法の概要を紹介するとともに、改正法全文の試訳を掲載する。

2 改正法の概要

(1) 改正法の主眼は、P T Cに関する条文である195条のAの新設である。また、本改正に伴い、制定法（Code of Criminal Procedure Act, No. 15 of 1979）の関連条文である195条及び208条が改正されたほか、P T Cを主宰できる記録裁判官（Recorder Judge）に関する Judicature Act, No.2 of 1978 の規定が改正された（Judicature（Amendment）Act, No.4 of 2022）。以下では、主に195条のAの内容を説明する。

(2) P T Cの対象事件

195条のA(1)項において、P T Cが高位裁判所（High Court）⁴に係属する事件のみを対象とすることが明記された。条文の並びを見ても、195条のAは、高位裁判所における審理について定めた195条の直後に挿入されている。高位裁判所には正式起訴（indictment）された事件の公判が係属するところ、条文上、P T Cに付するための要件として当事者の請求や裁判所の決定等が定められていない上、P T Cから除外される要件も定められていないことから、法律上は正式起訴された全ての事件についてP T Cが行われることとなる。

¹ 以下、現行の刑事訴訟法を指す場合は、単に「刑事訴訟法」と表記する。

² <https://www.news.lk/news/political-current-affairs/item/33724-the-hon-speaker-endorses-five-bills>

³ 例えば、Sectoral Oversight committee on Legal Affairs (anti corruption) & Media, “Recommendations Pertaining to the Expedient and Efficient Administration of Criminal Justice”, 20 September 2017 (<https://www.parliament.lk/uploads/comreports/1510738363068517.pdf>) や D.S. Soosaihas et als. (2022) p.10 を参照。なお、当部は、2019年度以降、これまで計4回にわたり、刑事手続の遅延解消に向けた支援としてスリランカの法曹三者を対象に研修を実施した。その概要については、ICD NEWS 第83、87、89、91号掲載の各記事を参照されたい (https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_Sri_Lanka_00001.html にリンクが掲載されている。)

⁴ 第一審裁判所である High Court について控訴審裁判所であるとの誤解を与えないため、「高等」の訳語を避け、「高位裁判所」と訳した。高位裁判所は、刑法上のあらゆる犯罪について管轄権を有するほか（刑事訴訟法10条）、刑法以外の犯罪について治安判事裁判所（Magistrate’s Court）に比べてより法定刑が重い犯罪の管轄権を有する（同法11条）。

(3) PTCにおける公判の迅速化のための方策

195条のA(3)項では、PTCが以下の目的のために行われなければならないとして、PTCにおいてなすべき事柄が定められている。前記のとおり公判手続の迅速化を目的として本改正に至った経緯があるところ、改正法には次のとおり公判手続の促進に資するような規定が見られる。

ア 証拠に関する規定

まず注目されるのは、公判で利用する証拠に関する規定である。PTCを主宰する裁判官において、証拠採用の前提条件が満たされているか(195条のA(3)項(g)号)、証拠の利用可能性があるか(195条のA(3)項(j)号)を確認するほか、PTC終結時に捜査担当の警察官⁵に対して証人の利用可能性に関する報告を求める(195条のA(7)項(b)号)等の規定が設けられている。これらの規定の趣旨は、公判開始前に、証人の出廷の可否を始めとして、公判で必要とされる証拠の利用可能性等を確認することにより、公判開始後に証人の出頭を確保できないなどの理由で期日が延期されるといった事態を避けようとするものであると解される。

イ 主張に関する規定

PTCを主宰する裁判官において、被告人に対し、起訴事実又はより軽い罪について有罪の答弁をする意思を有しているかを確認するとされている(195条のA(3)項(b)号)。刑事訴訟法197条(1)項では、高位裁判所に係属する公判について、被告人が有罪の答弁をした場合((a)号)又は起訴事実に含まれるより軽い罪について有罪の答弁をし、裁判官及び法務長官がこのような答弁を受け入れている場合((b)号)には、裁判官において被告人が答弁の効果を正しく理解していると認めれば、有罪判決を宣告できると定められている⁶。いずれの場合も、裁判官は、それ以上の証拠調べを要せず有罪判決を宣告できるものと解される⁷。したがって、PTCにおいて有罪の答弁の見込みを確認することは、公判における証拠の要否を見極めて無用の証拠調べを省略できるという点において、公判手続の促進に結び付くといえる。

ウ 公判期日の設定等に関する規定

PTC終結後の公判を連日開廷で行うことを念頭に、各当事者に対し証人尋問を始めとする主張立証活動に要する時間を確認すること(195条のA(3)項(h)号)、公判を開始する期日を可能な限り迅速に定めること(195条のA(3)項(1)号)とされている。加えて、PTCを可能な限り迅速に終結させるように努めると定められるとともに(195条のA(5)項)、PTC終結までの期間について被告

⁵ 正式起訴された事件を捜査した警察署の警察官を指す。同警察官は、改正法195条のA(2)項(d)号においてPTCへの参加が必要的とされている。

⁶ Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005 による改正後の条文。なお、同条は陪審員によらない裁判に関する規定であり、陪審員による裁判については、刑事訴訟法205条(Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005 により改正された。)が197条を準用している。

⁷ 刑事訴訟法197条、207条、ドン・ベルナード・ソロンガ・アラッチ(1993) p. 55参照。

人が裁判所に出頭した日又は裁判所への出頭期日として定められた日から3か月以内と定められるなど（同項）、PTC自体も迅速に進めることとされている。公判手続全体の迅速化が意識されているといえる。

エ 争点整理等に関する規定の不存在

以上の規定が設けられている一方で、改正法には、いわゆる争点整理に関する規定はない。そもそも、検察官に対して起訴状に記載された事実よりも詳細な主張を明示するように求める規定は見られず、被告人に対しては無罪主張等の機会を与える（195条のA(3)項(c)号）とされるにとどまっている。また、PTC終結後の新たな証拠の提出の可否についても定めがない。

(4) PTCの参加者

195条のA(1)項は、被告人の立会が原則として必要であると定めている。同(2)項には、その他の参加者が定められており、検察官や弁護士といった通常立会が想定される者（(a), (b)号）のみならず、被害者及びその代理人（(c)号）が含まれていることが注目される。なお、本改正後の刑事訴訟法195条は、正式起訴を受けた高位裁判所の裁判官は、PTCの期日を被告人及び被害者に通知しなければならないと定めている。

(5) 改正法を踏まえ、被告人や被害者の権利の保障を含めた手続の適正を確保しつつ、いかにして公判の促進を図るかは、今後の実務の運用に委ねられている面が大きいといえる。

3 終わりに

現状では、刑事訴訟法を始め、スリランカの法律の日本語訳は限られている⁸。また、同国の刑事手続を扱った日本語の文献も多いとはいえない（参考文献を参照されたい）。そのような中で試みた本訳は、文字どおり現時点の試行の結果にすぎず、今後筆者らが同国の法制度や刑事手続の理解を深めていく中で、修正が予想されるものである。もとより筆者の誤解や能力の不足による誤りも存在すると思われる。御指摘、御批判を賜りたい。

【参考文献】

1 スリランカの刑事手続関連

ドン・ベルナード・ソロンガ・アラッチ 「スリランカの刑事司法手続(1)」 『研修』
平成4年（1992年）11月号 pp. 49-52

ドン・ベルナード・ソロンガ・アラッチ 「スリランカの刑事司法手続(2)」 『研修』
平成5年（1993年）1月号 pp. 52-56

⁸ 管見の限りでは、憲法を別として、刑事訴訟法の条文の一部（D. P. クマラシンゲ（1999） pp. 1-24）のほか、「児童及び少年法」（菊田幸一・辻本義男監訳『アジアの少年法I』成文堂 1982）等が訳出されている。

アトコラーララゲ・ソマワンサ・ウィジェトンガ 「スリランカの刑事裁判及び司法行政の近況」 『法の支配』 第55号 1983年7月 pp. 36-41

D. P. クマラシンゲ 「スリランカにおける検察の役割と機能」 『アジア諸国の検察制度』 国連アジア極東犯罪防止研修所 1999 pp. 1-24

D.S. Soosaitas et als., “Criminal Justice System, Roles of Prosecution, Defense & Judiciary in Sri Lanka”, ICD NEWS (March 2022) pp.3-42

ノエル・チタウエラ 「スリランカの刑事司法制度」 『犯罪と非行』 1982年11月 pp. 183-202

千葉正士編 『スリランカの多元的法体制：西欧法の移植と固有法の対応』 成文堂 1988

比較民事訴訟法研究会 「スリランカの司法制度」 『比較法雑誌』 第28巻第3号 1994 pp. 53-73

堀内国宏 「スリランカにおける刑事司法事情 - ジョイント・セミナーを終えて -」 『判例タイムズ』 第654号 1988年3月1日 pp. 67-70

2 その他（訳語の選定に当たり参考にした。）

岡田悦典 『刑事準備手続論』 日本評論社 2022

鈴木教司 『インド刑事訴訟法典』 青葉図書 1993

田島裕 『イギリス法入門 第2版』 信山社 2009

田中英夫 『英米法総論 上・下』 東京大学出版会 1980

田中英夫編 『英米法辞典』 東京大学出版会 1991

外山秀行 『法令実務基礎講座』 同文館出版 2017

スリランカ改正刑事訴訟法（試訳）

凡例

本試訳は、スリランカ議会のウェブサイトに掲載されている改正法の pdf ファイルを底本とする (<https://www.parliament.lk/uploads/acts/gbills/english/6250.pdf>)。

改正法以外の条文は、2022年10月20日時点でスリランカ司法省が運営する LawNet (<https://www.lawnet.gov.lk>) に掲載されている条文（改正が判明している場合は改正後のもの、それ以外は制定法である Code of Criminal Procedure Act, No. 15 of 1979 のもの）を基に訳した。

改正法に付されている小見出しは（）内で訳した。

Section は「条」、Subsection は「項」、Paragraph は「号」とそれぞれ訳した。

刑事訴訟法 1975 年法律第 15 号を改正する法律は、以下のとおりスリランカ民主社会主義共和国議会により制定される。

AN ACT TO AMEND THE CODE OF CRIMINAL PROCEDURE ACT, NO. 15 OF 1979

BE it enacted by the Parliament of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka as follows:-

1. この法律は、刑事訴訟法改正法 2022 年法律第 2 号として引用することができる。
2. 刑事訴訟法 1975 年法律第 15 号（以下「制定法」という。）195 条を以下のとおり改正する。

(1) (c) 号を削除し、以下の条文に差し替える。

(c) 195 条の A の下で行われる P T C の期日を被告人及び被害者に通知すること。

(2) (ee) 号を削除する⁹。

1. This Act may be cited as the Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 2 of 2022.

2. Section 195 of the Code of Criminal Procedure Act, No. 15 of 1979 (hereinafter referred to as the "principal enactment") is hereby amended as follows:-

(1) by the repeal of paragraph (c) thereof and the substitution therefor of the following paragraph:-

“(c) inform the accused and the aggrieved party of the date of the pre-trial conference to be held under section 195A;”;

(2) by the repeal of paragraph (ee) thereof.

3. 制定法は、同法の 195 条の A としての効力を有する以下の新たな条文を 195 条の直後に挿入することで改正される。

3. The principal enactment is hereby amended by the insertion immediately after section 195 thereof, of the following new section which shall have effect as section 195A of that enactment: -

⁹ Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 11 of 1988 により、正式起訴を受けた高位裁判所の裁判官の義務として付け加えられた条文である。「(ee) 正式起訴が陪審員による審理が可能な犯罪に係るものである場合、被告人に対し陪審員による審理を希望するか否かを確認すること」

(P T Cは高位裁判所において行われること)

Pre-trial conferences to be held at the High Court

195条のA(1)項

P T Cは以下のとおり行われなければならない。

- (a) 被告人が195条の規定の下で正式起訴状を送達された場合は、被告人出頭の下で
- (b) 被告人が241条(1)項(a)号で定められた理由¹⁰のため出頭していない場合又は241条(1)項(b)号で定められた理由¹¹のため被告人に正式起訴状を送達できない場合は、被告人不在のまま

195A. (1) A pre-trial conference shall be held-

- (a) upon indictment being served on the accused in terms of section 195, in the presence of the accused; or
- (b) where the accused is not present due to any reason specified in paragraph (a) of subsection (1) of section 241, or where it is not possible to serve the indictment on the accused due to the reasons specified in paragraph (b) of subsection (1) of section 241, in the absence of the accused.

195条のA(2)項

P T Cは以下の者が参加して行われなければならない。

- (a) 法務長官又は法務長官により開始された審理に関して193条で言及されている者¹²又は贈収賄汚職防止長官又は「贈収賄又は汚職の申立調査委員会」により権限を与えられた同委員会の者又は同長官によって開始された審理に関して同委員会から特に権限を与えられたその他の弁護士のうち場合によりいずれかの者(以下「検察官」という。)
- (b) 被告人を代理する弁護士がいれば弁護士
- (c) P T Cに参加する申請をした被害者又は被害者を代理する弁護士がいれば同様に申請をした同弁護士
- (d) 犯罪に関する捜査を行った警察署の責任者である警察官又はその警察官を代理する警察官
- (e) 裁判長によって許可され、事件の当事者が参加することに同意した弁護士又はその他公務員

(2) A pre-trial conference shall be held with the participation of-

- (a) the Attorney-General or an officer referred to in section 193 with regard to proceedings instituted by the Attorney-General or the Director-General for the Prevention of Bribery and Corruption or an officer of the Commission to Investigate Allegations of Bribery or Corruption authorized by such Commission or any other Attorney-at-Law specially authorised by such Commission with regard to proceedings instituted by such Director-General (hereinafter referred

¹⁰ 被告人が逃亡し又はセイロン島を離れていること。

¹¹ 被告人が逃亡若しくは病気により出頭又は在廷不能であり、被告人が自らの不在のまま公判を開始又は継続することに同意している場合等がある。

¹² 訟務長官又は国家代理人又は法務長官によりその代理として一般的若しくは特別に権限を与えられた弁護士

- to as the “prosecuting counsel”) as the case may be;
- (b) counsel, if any, appearing on behalf of the accused;
- (c) the aggrieved party or the counsel, if any, appearing on behalf of the aggrieved party, on the application of such aggrieved party or such counsel to participate in the pre-trial conference;
- (d) the officer in charge for the time being of the police station in which the investigation in respect of the offence has been conducted or an officer representing him; and
- (e) an Attorney-at-Law or any other officer permitted by the Presiding Judge, with the consent of the parties to the case, to participate.

195条のA(3)項

P T Cは以下の目的のために行われなければならない。

- (a) 検察側が被告人に対して被告人が受領する法的な権利を有する全ての資料を交付しているかを確認し、その点に関して裁判所が適切な命令を発すること
- (b) 被告人が正式起訴されている事実のうち一つ若しくは複数又はより軽い罪について有罪の答弁をする意思を有しているかを確認すること
- (c) 被告人の罪を軽減又は免責するための主張及び126条のAに定められたアリバイに関する主張¹³を事前に告知する機会を被告人に与えること
- (d) 正式起訴が陪審員による審理が可能な犯罪に係る場合、被告人に対し陪審員による審理を選択するか否かを確認し又は検察官若しくは被告人に対し208条に定められた特別陪審員の要否を確認すること
- (e) 専門家証人の報告書が裁判所によって受領され、被告人に提供されているかを確認し、未了であれば、その点に関して適切な命令を発すること
- (f) 420条の規定¹⁴に関し、専門家証人の報告書及びその報告書の内容に関する同意を含む被告人の同意があればそれを記録すること

ただし、被告人が弁護士によって代理されていない場合は、検察側によって提案されたいかなる同意も記録されてはならない

- (g) 特定の証拠を採用し、その点についての命令を発するための前提条件が満たされたことを確認すること

¹³ 126条のA(1)項 (Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005により追加された。)には、以下のとおり定められている。「(1) 高位裁判所に正式起訴された者は、以下の場合を除いて、公判においてアリバイ主張を支える証拠を提出する義務を負わない。(a) その者が捜査段階においてアリバイに関する事実を警察に供述した場合、(b) 予備審問においてそのような事実を供述した場合、(c) 正式起訴後、公判開始の14日前までに、法務長官に通知してそのような防御の主張をした場合。ただし、裁判所は、被告人がアリバイの主張をする前記期限に遅れた事情を示すのに十分な証拠による説明があると認めれば、被告人をして、検察側が事件の主張立証活動を終了する前であれば、いつでもアリバイの主張をすることを許すことができる。」

¹⁴ 420条 (Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 11 of 1988により改正された。)は、(1)項が、公判の開始に際し、裁判所が、被告人に対し、争点となっている事実又はこれと関連する事実に関し同意することに合意するかを確認しなければならない旨の規定であり、(2)項が、起訴された事案において、一方当事者が同意した事実について相手方当事者が証明する必要はなく、争いとなっていない文書の真正や文言についても証明する必要はない旨の規定である。なお、被告人に弁護人がついていない場合のみ同条が適用される。

- (h) 検察官及び弁護人から、263条¹⁵に定められた公判を行うに当たり、証人尋問を含む各当事者による主張立証活動¹⁶に要するおおよその時間を確認すること
- (i) 検察官及び弁護人による主張立証活動が法廷において通常利用できないような追加の設備を必要とするかを確認し、その点に関して適切な命令を発すること
- (j) 検察官及び弁護人にとって公判で必要となる提出する証拠、展示する証拠、その他証拠物、報告書、書籍、記録、その他あらゆる資料の利用可能性を確認し、その点に関して必要な命令を発すること
- (k) 一人又は複数の証人の証言がリアルタイムのビデオリンクによって行われるかを確認し、行われるとすればその点に関して適切な命令を発し準備すること
- (l) 263条に定められた公判を開始する期日を可能な限り迅速に定めること
- (m) 公判の開始前に対処しておくべきと考えられ、また、公判の進行を促進すると考えられる上記以外の事柄について考慮し、命令を発すること
- (n) 法律に則った公正かつ迅速な公判の実施を確保するために必要となり得るその他の決定又は措置をとること

(3) A pre-trial conference shall be held for the purposes of-

- (a) ascertaining whether the prosecution has handed over to the accused, all material, the accused is legally entitled to receive, and for the purpose of making appropriate orders, by Court in that regard;
- (b) ascertaining whether the accused intends to plead guilty to any one or more of the charges in the indictment, or to a lesser offence;
- (c) providing an opportunity to the accused to give advance notice of his mitigatory or exculpatory defence and that of an alibi as specified in section 126A;
- (d) inquiring, from the accused whether or not he elects to be tried by a jury or from the prosecuting counsel or the accused whether a special jury referred to in section 208 is required, if the indictment relates to an offence triable by a jury
- (e) ascertaining whether reports of expert witnesses have been received by court and served on the accused, and if not making appropriate orders in that regard;
- (f) recording admissions of the accused, if any, including the admissions relating to the reports of expert witnesses and the content of such reports, having regard to the provisions of section 420: Provided however, no admissions suggested by the prosecution shall be recorded, if the accused is not represented by an Attorney-at-Law;

¹⁵ 263条 (Code of Criminal Procedure (Amendment) Act, No. 14 of 2005 により改正された。)には、「高位裁判所における全ての公判は、陪審員の有無にかかわらず、可能な限り、連日行われなければならない」(“every trial in the High Court, with a jury or without a jury, shall as far as practicable, be held day to day”)と定められている。

¹⁶ “presentation of the case”の定義は見当たらないが、英米法の用語としての“presentation of the case”又は“case presentation”の中では当事者の主張及び立証がなされることから(例えば、Crown Prosecution Service Inspectorate, “The Inspectorate’s Report on the Thematic Review of Advocacy and Case Presentation”, pp.51, 52 (<https://www.justiceinspectors.gov.uk/crown-prosecution-service/wp-content/uploads/sites/3/2014/04/TR2000-01Advocacy.pdf>); Civil and Small Claims Advisory Committee, “Civil Trials: Expedited Jury Trials”, p.4 (<https://www.courts.ca.gov/documents/spr10-16.pdf>) 参照)、「主張立証活動」の訳語を当てた。

- (g) ascertaining whether pre-conditions have been fulfilled to make certain items of evidence admissible and for making orders in that regard;
- (h) ascertaining from prosecuting and defence counsel, the approximate duration of time that the respective parties may require for presentation of their respective cases including examination of witnesses in order to conduct a trial as specified in section 263;
- (i) ascertaining whether the presentation of the cases of the prosecution and the defence, may require additional facilities which may not be ordinarily available in court and for making appropriate orders in that regard;
- (j) ascertaining the availability of productions, exhibits, any other real evidence, reports, books, records, or any other material, which may be required by the prosecution and the defence at the trial, and for making necessary orders in that regard;
- (k) ascertaining whether the evidence of one or more witnesses is to be led through contemporaneous audiovisual linkage, and if so, for making appropriate orders and arrangements in that regard;
- (l) fixing a date as expeditiously as possible for the commencement of a trial as specified in section 263;
- (m) considering and making orders relating to any other matter that may be required to be attended to, prior to the commencement of the trial and that may facilitate the conduct of the trial; and
- (n) taking any other decisions or steps as may be necessary to ensure the conduct of a lawful, fair and expeditious trial.

(4) P T C は、高位裁判所の裁判官又は 1 9 7 8 年法律第 2 号 Judicature Act の 5 条の C に定められた記録裁判官¹⁷により主宰されなければならない。

(4) A pre-trial conference shall be presided over by the High Court Judge or the Recorder Judge as specified in section 5C of the Judicature Act, No. 2 of 1978.

(5) P T C を可能な限り迅速に終結させるためにあらゆる努力がなされなければならない。ただし、P T C は、被告人が裁判所に出頭した日又は裁判所への出頭期日として定められた日から 3 か月を超えない期間内に終結されなければならない。

(5) Every endeavor shall be made to conclude a pre-trial conference as expeditiously as possible: Provided however, a pre-trial conference shall be concluded within a period not exceeding three months from the date on which the accused appeared before the court or was required to appear before the court.

(6) 3 名の裁判官の合議体による事件¹⁸に関する P T C は、当該事件を審理するために任命された裁判官 3 名のみによって行われなければならない。

¹⁷ Judicature Act, No. 2 of 1978 の 5 条の C (3) 項には、記録裁判官は判決宣告以外の全ての公判前及び公判開始後の事柄を扱う権限を有すると定められている。

¹⁸ Judicature Act, No. 2 of 1978 の 1 2 条に定められている “trial at bar” のことである。

(6) A pre-trial conference relating to a trial at bar shall be held, only before the three judges appointed to hear the relevant case.

(7) P T Cの終結時に、裁判長は

(a) P T Cにおいて下された決定を読み上げるとともに説明し、裁判長によって署名されなければならない当該決定の内容を当事者が理解したことを記録しなければならない。

(b) (2) 項 (d) 号にいう警察官に対し、証人の証言可能性についての報告書を提出するように求めなければならない。

(7) At the conclusion of a pre-trial conference the Presiding judge shall-

(a) read out and explain the decisions taken at the pre-trial conference and record the fact that the parties do understand the contents of such decisions which decisions shall be signed by the Judge; and

(b) require the officer referred to in paragraph (d) of subsection (2) to submit a report on the availability of the witnesses.

(8) 本条において、「被害者」とは、犯罪が行われた結果として肉体的、精神的、心情的な何らかの権利侵害、損害、機能障害若しくは能力障害を被った者又は何らかの経済的若しくはその他損失を被った者をいい、「被害者」が児童である場合は、その親又は後見人をいい、「被害者」が死亡した場合は、近親者、すなわち、残された妻、子、親、兄弟姉妹の近親者や子孫を含む。

児童とは、18歳未満の者をいう。

(8) For the purpose of this section- “aggrieved party” means, a person who has suffered any injury, harm, impairment or disability whether physical, mental or emotional or any loss economical or otherwise, as a result of the commission of an offence, and if the aggrieved party is a child, the parent or guardian of such child and if such aggrieved party be dead, include his next of kin namely his surviving spouse, children, parents, brothers, sisters or further descendants;

“child” means, a person under eighteen years of age.”.

(制定法208条の改正)

Amendment of section 208 of the principal enactment

4 制定法208条は、同条の(1)項を削除し、以下の条文に差し替える形で改正される。

(1) (a) 検察官又は被告人は、P T Cにおいて、高位裁判所に対し、事件を審理するための特別陪審員の召喚を求める命令を発するよう申請することができ、P T Cを主宰する裁判官は同申請を記録しなければならない。

(b) 公判の開始に当たり、公判を担当する裁判官は、前記申請について考慮し、同申請が正当で理由のあるものと判断すれば、これを認める決定を下さなければならない。

Section 208 of the principal enactment is hereby amended by the repeal of subsection (1) thereof and the substitution therefor of the following:-

(1) (a) The prosecuting counsel or the accused may apply to the High Court at the pretrial conference for an order requiring a special jury to be summoned to try the case and the judge presiding over the pre-trial conference shall record such application;

(b) At the commencement of the trial, the trial Judge shall consider such application and where he considers that the application is just and reasonable make order accordingly.

(不一致の場合にはシンハラ語の文言が優先する)

Sinhala text to prevail in case of inconsistency

5 この法律についてシンハラ語とタミル語の文言間に不一致が生じた場合には、シンハラ語の文言が優先する。

5. In the event of any inconsistency between the Sinhala and Tamil texts of this Act, the Sinhala text shall prevail.